



# ひとり親世帯臨時特別給付金

問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX229-3451

新型コロナウイルス感染症の影響で、子育てに対する負担の増加や収入の減少などの困難が生じているひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。



**受付場所** 津リージョンプラザ3階こども支援課臨時特別給付金窓口または各総合支所市民福祉課(福祉課) ※申請方法など詳しくは、お問い合わせいただくか津市ホームページをご覧ください。



## 児童扶養手当受給世帯等への給付(基本給付)

支給対象者	申請受け付け開始日	支給額
① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人	申請不要	1世帯5万円 (第2子以降1人につき3万円加算)
② 公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていないひとり親世帯で、収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人	8月3日(月)	
③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人		

(上記①②の支給対象者のみ)

## 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付(追加給付)

支給対象者	申請受け付け開始日	支給額
上記①②の支給対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった人	8月3日(月)	上記支給額に加えて1世帯5万円



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う

# 不妊治療費・不育症治療費助成の取り扱い

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 FAX229-5001

## 不妊治療費助成の年齢要件を緩和(令和3年3月31日までに治療を開始したものに限り)

	現行	緩和後
対象	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦	令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の夫婦で、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から治療を延期した場合は、妻の年齢が44歳未満までの間に限り、対象者として取り扱う
通算助成回数	初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは、6回(40歳以上であるときは3回)まで助成可	令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の夫婦で、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から治療を延期した場合は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、6回まで助成可

## 不妊治療費・不育症治療費助成の申請期限を延長

	現行	延長後
申請期限	治療終了日から起算して60日目が年度を超える申請は、遅延理由書の有無に関係なく申請不可	治療終了日から起算して60日目が令和2年4月1日以降のもの(治療終了日が令和2年2月2日~同年3月31日)に対する申請は、令和2年9月30日(火)まで申請可 ※申請の際には、申請書などと併せて新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から期限内に申請できなかった理由を記入した遅延理由書が必要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。